

(別紙様式1)

## 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 島根県  
農業委員会名： 雲南市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	3,894	農業就業者数	2,864	認定農業者	36
自給的農家数	1,520	女性	1,475	基本構想水準到達者	
販売農家数	2,374	40代以下	89	認定新規就農者	3
主業農家数	118	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	49
準主業農家数	516			集落営農経営	67
副業的農家数	1,740			特定農業団体	
				集落営農組織	67

※農業者数(人) ※農業者数(人) ※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,970	600			3,570
経営耕地面積	1,896	255	197	43	2,151
遊休農地面積	39	9	9		48
農地台帳面積	2,932	950	950		3,882

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19	19			
認定農業者	—	7			
認定農業者に準ずる者	—	2			
女性	—	4			
40代以下	—	1			
中立委員	—	1			

農地利用最適化推進委員	37	37	23
-------------	----	----	----

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,570ha	537ha	15.0%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山間地域においては、圃場の条件が悪く(鳥獣被害、未整備)、集積が進まない。</li> <li>・担い手自身が高齢化してきている。</li> <li>・水稲経営の先行きが見通せず担い手の掘り起しが難しい。</li> <li>・有害鳥獣被害が多発する地域で、フェンス、電気柵等の設置や捕獲対策などが必要。</li> </ul>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 548 ha (うち新規集積面積 11 ha)
	目標設定の考え方:2法人の設立と域内農地の集積を目指す。
活動計画	<p>担い手育成支援室会議で農政課、県、JA等と担い手の情報を共有し、利用権設定等により農地集積を進める。</p> <p>○9月～12月 …農地パトロール、利用意向調査を通じ利用集積に繋げる。</p> <p>○9月・2月 …利用権設定期間が終了する農地については、終期通知を行い、再設定の促進を図る。</p> <p>○年3回発行予定の農業委員会だよりで集積について広報する。</p>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	3 経営体	0 経営体	2 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域で農地が狭小で規模拡大志向の担い手の利用条件にあう農地がなく参入が難しい。</li> <li>・参入者が持続可能な営農モデルやサポート体制の検討が必要。</li> </ul>		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	11ha
活動計画	<p>農業委員会として新規参入を促す。集落組織での法人化の支援を行う。また支援室会議と連携し新規就農者に対する支援(就農給付金、就農研修、就農後の営農及び経営サポート)を行う。</p>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,617ha	48.7ha	1.35%
課 題	条件不利地を中心に遊休農地が増加している。利用意向調査を通じても受け手がいなく増加に歯止めをかけることが困難な状況である。圃場整備が困難で担い手が受けることができないこのような農地をどのように守っていくか議論が必要。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 14 ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する意向調査により、再生利用が可能な荒廃農地(第1号農地)について、平成29年度実績(14ha)と同程度とする。		
農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	60 人	9月～10月	11月
活動計画	調査方法	農林振興部農政課と連携し、耕作放棄地調査に併せ、各町ごとに農業委員、最適化推進委員による班体制を編成し、調査を行う。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	12月～1月	1月	対面調査
その他	<p>(1) 空き家付き農地取得制度の更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化等の影響による空き家住宅及び遊休農地の増加、或いは近年の農ある暮らしを求め田舎への移住を希望される方並びに家庭菜園程度の農地を求める相談が年々増えていることに鑑み、雲南市においては、引き続き空き家付き農地の有効利用を進めることが、農業参入とUターン促進に効果的と考えている。よって、今後もこの制度を積極的に情報発信しながら、耕作放棄地の解消に合わせ定住促進にもつなげていく活動を展開していく。</li> </ul> <p>(2) 認定農業者・法人以外の小規模農家への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の農地保全管理の中心的役割を担ってきた小規模農家にとって、近年作業用機械等の価格の高騰により、機械購入時又は機械更新時に係る経費の負担が重荷となり、経営意欲の低下が顕著となってきた。そういった小規模農家が経営離脱することにより、耕作放棄地の増加の要因の一端となっていることから、機械等の経費の一部を支援できるような仕組みづくりについて、農政部局等関係機関と連携を図りながら検討していく。</li> </ul>		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,570ha	1.07ha
課 題	違反転用は毎年発生している状況であり、その都度指導を行い、転用申請書の提出、追認処理を行っている。遊休農地の増加に伴い無断転用の増加も予想される。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7月…市ホームページや農業委員会だよりによる周知活動を行う。</li> <li>○9月～10月…前年のデータを事前にリストアップしておく。農業委員・最適化推進委員・事務局で各町ごとに班体制を作り、農地の利用状況調査に併せて各担当地区をパトロールする。地権者がいた場合は、現地で指導する。</li> <li>○1～2月…農地パトロールにより取りまとめ、違反者に対し指導を実施する。</li> </ul>
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入